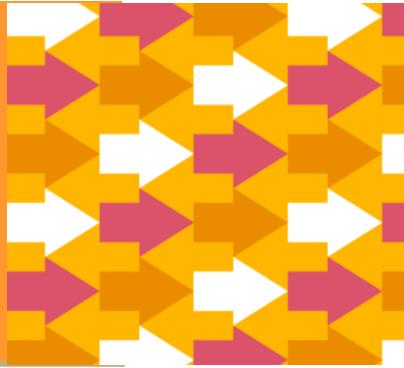


Issued Date: 1 September 2022



.....  
タイ個人情報保護法  
(PDPA)の実施に関する  
最新情報をまとめました。  
.....

2022年6月1日、タイ個人情報保護法BE2562(2019)(以下、PDPA)が、すべての業界の国内および国外の事業者に対して、全面施行されました。事業者は、PDPAの規定にしたがって、個人情報を収集、利用、開示、転送、または処理する必要があります。本法律に違反した場合の罰則は、違反した事業者だけでなく、その取締役、管理者、および代理権限を与えられた者も刑事罰、民事罰、または行政処分の対象となります。

2022年6月20日、個人情報保護委員会(PDPC)は、以下の4つの新たな通知を公表し、官報に掲載しました。

- 情報管理者に要求されるセキュリティ対策
- 小規模事業者の個人情報取扱活動の記録(Record of processing activities、以下ROPA)要件の免除。
- 情報処理者が情報処理活動の記録を作成および維持するための規制と方法。
- 専門家委員会による行政処分命令の発行に関する規則。

各通知の詳細は以下のとおりです。

### 1. PDPC 通達:情報管理者のセキュリティ対策 BE2565

原則として、情報管理者は個人情報の紛失、不正または違法なアクセス、使用、変更、修正または開示を防止するための適切なセキュリティ対策を講じる必要があります。情報管理者は必要に応じて、または関連技術の変更に応じて、すべての個人情報が常に適切かつ安全な方法で処理されるように、適切にセキュリティ対策を見直す必要があります。この通達は、実施する必要があるセキュリティ対策の最小限の詳細を規定しています。例えば、以下のとおりです。

- 個人情報を保護するための適切な組織的対策、技術的対策または物理的対策。
- アクセスコントロール、ユーザーアクセス管理、ユーザーの責任、または監査証跡。

また、情報管理者は、プライバシーとセキュリティの意識を高め、ポリシー、ガイドライン、および適切な個人情報保護とセキュリティ対策を、参照および実践するために、個人情報の収集、使用、変更、修正、消去、または開示に関与する担当者、スタッフ、ユーザー、その他関係者へ通知する必要があります。

## 2. PDPC通達: 小規模事業者情報管理者に対する個人情報取扱活動の記録 (Record of processing activities、以下ROPA)要件の免除BE2565

原則として情報管理者は、個人情報取扱活動の記録(ROPA)を作成し、維持することが求められます。この通達では、情報管理者が以下の小規模事業者のカテゴリーのいずれかに該当する場合、PDPA 第39条 の項目1、2、3、4、5、6および8に基づく ROPA の要件は免除されます。

- 中小企業法に基づく中小企業
- 地域企業振興法に基づく地域企業または地域企業ネットワーク
- 地域企業振興法に基づく社会的企業または社会的事業企業
- 協同組合法に基づく協同組合、地域協同組合または農業協同組合
- 財団、協会、宗教団体、または非営利団体
- 家内企業又は類似のその他の企業

免除の対象となる小規模事業者の情報管理者は、次のことに該当してはなりません。

- コンピューター犯罪に関する法律によりコンピューター・トラフィックデータの保管が義務付けられているサービスプロバイダーであること(保管義務が免除されるインターネット・カフェサービス提供者を除く)。
- データ主体の権利および自由に影響を及ぼすリスクを伴う個人情報を収集、使用、または開示する
- 個人情報の収集、使用または開示を一時的にも行わない企業であること
- 機密性の高い個人情報を収集、使用、または開示する

## 3. PDPC通達: 情報処理者が情報処理活動 (ROPA) の記録を作成および維持するための規制と方法 BE2565

本通達は情報処理者が ROPAに最低限含めるべき事項を規定しています。その内容は以下のとおりです。

- 情報処理者とその代表者の名前および情報(該当する場合)
- 情報管理者とその代表者の名前および情報(該当する場合)
- 情報保護責任者 (DPO) の名前および情報(連絡先の詳細を含む)(該当する場合)
- 関連するものを含む個人情報の収集、使用または開示の種類および性質、およびデータ管理者の指示に基づく処理の目的
- 個人情報を国外に送信または転送する場合、個人情報を受領する個人または団体の種類
- セキュリティ対策の説明

## 4. PDPC通達: 専門家委員会による行政処分命令の発行に関する規則BE2565

本通達は、専門家委員会が、差押え、没収、または競売等の行政執行を含む行政処分の命令を発行する際の手続を規定しています。

事業者は、違反によって発生する可能性のある制裁およびその他の責任を回避するために、PDPAに基づく規定を厳格に遵守する必要があります。個人情報の取り扱いは、社会的信用に関わる繊細な問題であるため、事業者が PDPA を順守し、個人データが適切に管理されているという利害関係者の信頼を得るために、専門家の法的なアドバイスを受けることが強く推奨されます。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



Vunnipa Ruamrangsri  
Korapat Sukhummek  
Attachanika Chaithammapakorn

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志

(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)

atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純

(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)

jun.takebe@pwc.com

加藤 夏樹

(0 2844 1268/Mobile:06 59366202)

natsuki.k.kato@pwc.com

松永 大輔

(0 2844 1276/Mobile: 06 14025042)

daisuke.m.matsunaga@pwc.com

木村 洋平

(0 2844 1275/Mobile: 06 55044572)

yohei.a.kimura@pwc.com

\* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号:(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。



© 2022 PwC. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.



At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 156 countries with more than 295,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at [www.pwc.com](http://www.pwc.com).